

町内農業関係者の皆様へ

大和町農業用機械共同購入支援事業

令和7年4月1日

1, 目的 中小規模農家の農業経営維持と地域農業の継続を図るため、共同利用を目的とした農業用機械の導入に対する費用の一部を助成するものです。

2, 対象者 次の要件を全て満たす方

- (1) 大和町内に住所を有し、自ら耕作する3戸以上の農業者の代表者である。
- (2) 共同購入する農業者に、法人及び生産組織を含んでいない。
- (3) 共同購入する農業者のうち、認定農業者が1戸以内である。
- (4) 共同購入する農業者の耕作する総経営面積が5ha以上であり、使用目的に掲げた作物を5年以上継続して耕作する意思がある。
- (5) 前年度に、この補助金の交付を受けていない。
- (6) 原則、共同購入する農業者に、前年度にこの補助金の交付を受けた団体の構成員を含んでいない。
- (7) 国、県及び市町村等から重複して補助金等の交付を受けていない。
- (8) 大和町暴力団排除条例に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有しない。

3, 交付内容

下記のとおり なお、購入後の補助金交付申請はできません。

対象経費	補助率	備考
農作業用機械の購入費（税抜き） ・農産物の生産に必要な機械。（保全を目的とした機械を除く） ・パソコンや運搬用トラック、倉庫など汎用性の高いものを除く ・事業費が30万円（税抜き）以上。 ・中古品の場合、耐用年数が2年以上残っている。	補助率 10分の3以内 上限額 75万円 ※1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額	農業者の負担は、概ね同等となるようにすること。

このほかの、農地や農業用施設の維持補修等については、ご相談をお願いします。

【問合せ先】 農林振興課 ☎345-1119（直通）

農業用機械共同購入支援事業の流れ

- ① 事業計画承認申請（様式第 1 号）の提出（申請者から町）
※町で審査を行い、選定されれば事業承認



- ② 補助金交付申請書（様式第 2 号）様式を送付（町から申請者）



- ③ 補助金交付申請書（様式第 2 号）を記入し提出（申請者から町）



- ④ 補助金交付決定通知書を送付（町から申請者）



- ⑤ 機械の購入（申請者）



- ⑥ 事業実績報告書（様式第 6 号）及び補助金請求書の提出（申請者から町）



- ⑦ 履行確認（町）を行った後、補助金額を確定



- ⑧ 補助金の交付（町から申請者）

※ 原則は、補助金額の確定後に補助金が交付となりますが、事業の遂行上必要がある場合は、概算払請求（様式第 7 号）が可能。